



# 『生きていることわざ』

船橋市議会議員

神田 廣栄 (かんだひろえい) 議会報告

【事務所】 船橋市前原西8-24-8 ☎490-3333 FAX 465-7117

Eメール hiroei@muc.biglobe.ne.jp

ホームページ <http://www.hiroei.jp>

## 姑息 (こそく) 。荒唐無稽 (こうとうむけい)

【姑息】◇その場しのぎ、一時の間に合わせをすること。

・「姑」はほんの少し、「息」は安らかにする意。

【荒唐無稽】◇でたらめで、根拠のない言動のこと。

・「荒唐」はとりとめのないこと。「無稽」はより所がないことの意味。



今号で、市議会報告「生きていることわざ」が100号となりました。平成11年8月から約10年間になりますが、私の考え方や市議会での質疑の報告をさせて戴いてまいりました。ご愛読ありがとうございました。これからもよろしくお願いいたします。

さて、この記念すべき100号は、本来、先月の6月でしたが、ご承知のように船橋市長選挙があり、北習志野、津田沼、船橋、西船橋等の大きな駅で藤代候補の応援駅頭を連日していましたので1ヶ月遅れとなりました。

今回の選挙は稀(まれ)に見る接戦でしたが、応援した藤代候補者が当選され安堵(あんど)いたしました。ご支援ありがとうございました。

この選挙戦のことを、現在開会中の6月議会(第2回定例会)で質問します。何でもありの戦法の挑戦者達でした。結果としてこのような不法の人達が市長にならないで良かったと思います。万一、当選したらこの船橋市がどうなったかと思うとゾッとします。市民を欺(おそ)いてはだめです。

### 《攪乱(かくらん)戦法》

あたかも民主党に推薦されているような戦法。「船橋をまる洗い!!」という表現を使い、民主党野田代議士の「日本まる洗い」の色使いまで真似ています。この『姑息』な手段を知らず、多くの市民の方が誤解し投票行動を起こしたようです。



## 《陥（おとしい）れ作戦》

「現職市長を刑事告発する告発状を千葉地方検察庁検事正に提出した」というチラシを全戸配布したものです。そのチラシの文章を読んでも、どこが刑事告発にあたる不法行為なのか全く分かりません。

あたかも現職市長が不正をして告発されたような、人を陥れるもの以外の何物でもありません。これは現在、警察に逆告発されています。

## 《公職選挙法違反》

1. 告示前は、候補者名を連呼して道路を走行することは禁止されていますが、告示日の6月14日以前に毎日のように市内中を車を走らせ名前を連呼している候補者が何人もいました。さらに、あちらこちらで街頭演説をし、かつ、着用できない名前入りのタスキまで着けているのです。



2. 攪乱戦法をした候補者は、投票日の当日、飯山満駅に選挙カーをわざと見えるように停めていたと思ったら、その後は市内中を無言で走らせていました。選挙運動中なら問題はないのですが、投票日以降の移動は文字が見えないように白い布等で隠さなければならないのです。

そんなことまでするとは、むしろ哀れみさえ感じました。

## 《その他の違反》

1. 「〇月〇日に〇〇に有名代議士〇〇が応援に来ます」等という、俗にいう捨て看板が、何日も前からや終わってから至るところに立て掛けてあります。これは、屋外広告物掲示の違反です。
2. インターネットにも個人名をあげて批判が書き込まれていたそうです。しかも裏付けのない、相手を陥れるためだけのものです。

この人なら安心ネ



残念ながら、多くの善良なる市民の方は、この現実を理解されていないようでした。何が違反か違反ではないのか、選挙に関係した経験がある人でないと理解しにくいのではないのでしょうか。当事者は違反の「確信犯」なのです。分かっているやっています。

「やった者勝ち」のこんな方法で、万一、当選でもされたら泣きを見るのは善良な市民です。今回は結果オーライでしたが、今後は、悪質違反者や『荒唐無稽』な候補者には注意しましょう。

次に6月議会の話です。6月29日に開会しました。この日のメインは、議長と副議長の選出です。翌30日は常任委員会の正副委員長や各種審議会委員等の選出でした。

私は「市民環境経済委員会」の委員長になりました。初めての委員長職ですが、船橋市経済の活性化や農業振興、環境美化に特に力を入れて頑張ります。